

令和 7 年度
事業報告書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

公益財団法人 原子力安全技術センター

目 次

I. 概要	1
II. 公益目的事業の実施状況	2
1. 放射線施設の検査等事業	2
2. 原子力安全対策事業	3
(1) 原子力安全の確保に関する調査研究等	3
(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修	4
(3) 原子力安全の確保に関する相談等	4
(4) 原子力安全の確保に関する技術の普及等	4
(5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等	4
(6) 放射線安全管理及び環境放射能対策に関する表彰	4
3. 原子力防災対策事業	5
(1) 原子力防災に関する研修、訓練	5
(2) 原子力防災活動への参画	5
(3) 防災拠点の運営等	5
(4) 原子力防災に関する指導及び支援	6
III. 運営体制の充実を図るための取組	6
1. 公益法人内部における規範	6
2. 法人運営における具体的取組	6
3. 不正行為等の発見・事後対応の仕組み	6
IV. 評議員会及び理事会等の開催	7
1. 評議員会	7
2. 理事会	7
3. 定款第38条の規定に基づく理事会決議の省略	7
参考資料 令和7年度学会等発表の実績	9

I. 概要

令和 7 年度は、令和 6 年 3 月に策定した第 5 期中期計画（令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年計画）及び令和 7 年度事業計画に則り、原子力安全に関する専門機関として放射線施設等の検査・確認、原子力安全に関する調査研究及び原子力防災に関する活動を推進した。

理事長及び業務執行理事を中核に組織を横断する取組である改革プロジェクトにより公益目的事業の事業継続に向けた情報共有、指示の一本化を図るとともに、登録事業における継続的改善、業務の効率的な遂行、支出削減等について検討を実施し、適切な事業運営に努めた。

令和 7 年度に実施した公益目的事業の概要は以下のとおりである。

（１）放射線施設の検査等事業

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づく 9 つの登録機関の業務として検査、確認、講習等を実施した。また、登録濃度確認機関の業務として、確認技術の維持、向上を図った。

（２）原子力安全対策事業

原子力安全対策をさらに充実し、国民生活に不可欠な原子力利用の基盤を確保するため、原子力安全確保に関する調査研究、講習及び研修、技術の普及等の業務を実施した。

（３）原子力防災対策事業

原子力防災対策の充実を図り、原子力災害から国民の安全を確保することを目的とした研修、訓練、防災拠点の運営等を実施した。

運営の効率化と基盤の強化として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001:2022+Amd1:2024）を活用し、あわせて ISO マネジメントシステムに基づく事業運営を行った。また、政府のデジタル化の推進を踏まえ、業務プロセスのデジタル化、業務の自動化などの検討を実施した。

また、評議員会及び理事会等を開催し、所要の審議等を行った。

Ⅱ．公益目的事業の実施状況

1．放射線施設の検査等事業

放射性同位元素等規制法に基づく登録機関として、以下の業務を着実に実施した。また、放射性同位元素等規制法に基づく立入検査の対応等を踏まえた業務規程等の見直しを行った。

① 登録認証機関としての業務

放射性同位元素装備機器の設計並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法令で定められた技術上の基準に適合しているかを審査する、放射性同位元素等規制法第12条の2に基づく設計認証を行った。

② 登録検査機関としての業務

国の許可に基づいて特定許可使用者等が新たに設置又は変更した使用施設等の構造、設備等がその内容に適合しているか、放射性同位元素等規制法第12条の8に基づく施設検査を行った。また、特定許可使用者等により使用されている使用施設等が、法令で定められた技術上の基準に適合しているか、放射性同位元素等規制法第12条の9に基づく定期検査を行った。

③ 登録定期確認機関としての業務

特定許可使用者等が法令で定められたとおり、放射線の量及び汚染状況の測定結果について記録を作成・保存していること、並びに法令で定められた帳簿を記載・保存していることについて、放射性同位元素等規制法第12条の10に基づく定期確認を行った。

④ 登録運搬方法確認機関としての業務

放射性同位元素等を運搬するBM型輸送物又はBU型輸送物のうち、原子力規制委員会の承認を受けた容器により国土交通大臣が承認した積載方法による運搬について、許可届出使用者等が講じなければならない運搬に関する措置が、法令で定められた技術上の基準に適合することについて、放射性同位元素等規制法第18条（同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく運搬方法確認を行った。

⑤ 登録運搬物確認機関としての業務

放射性同位元素等を運搬するBM型輸送物又はBU型輸送物のうち原子力規制委員会の承認を受けた容器を用いて運搬する物について、許可届出使用者等が講じなければならない運搬に関する措置が、法令で定められた技術上の基準に適合することについて、放射性同位元素等規制法第18条（同法第25条の5において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく運搬物確認を行った。

⑥ 登録試験機関としての業務

放射性同位元素等規制法第35条第2項に基づく第1種放射線取扱主任者試験を令和7年8月27日～28日に、同法第35条第3項に基づく第2種放射線取扱主任者試験を令和7年8月29日に、それぞれ北海道、東京都、

愛知県、大阪府及び福岡県で実施した。

また、令和８年度の放射線取扱主任者試験のために放射線取扱主任者試験委員会を設置し、試験実施の準備に着手した。

⑦ 登録資格講習機関としての業務

放射性同位元素等規制法第３５条に基づく第１種放射線取扱主任者講習を京都府、第２種放射線取扱主任者講習を東京都及び京都府、第３種放射線取扱主任者講習を東京都及び大阪府で開催した。

⑧ 登録放射線取扱主任者定期講習機関としての業務

許可届出使用者等が選任した放射線取扱主任者を対象として、放射性同位元素等規制法第３６条の２に基づく定期講習について、オンライン講習（ライブ配信方式）に加え、集合講習（東京都、大阪府）による講習を開催した。

⑨ 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関としての業務

許可届出使用者等が選任した特定放射性同位元素防護管理者を対象として、放射性同位元素等規制法第３８条の３において準用する第３６条の２に基づく特定放射性同位元素防護管理者定期講習について、eラーニング（録画配信方式）及びオンラインによる机上演習を開催した。

⑩ 登録濃度確認機関としての業務

放射性同位元素等規制法第３３条の３に基づく濃度確認については、選任した濃度確認員に対して濃度確認に関する技術の維持、向上を図った。

２．原子力安全対策事業

原子力安全対策をさらに充実し、国民生活に不可欠な原子力利用の基盤を確保するため、原子力安全確保に関する調査研究、講習及び研修等を行った。

（１）原子力安全の確保に関する調査研究等

国及び関係機関からの受託又は請負により以下の調査研究等を実施した。

① 放射性物質等の陸上輸送に係る諸問題の技術動向に関する調査等

I A E A の輸送安全基準委員会における国際輸送規則の検討状況等を調査するとともに、I A E A が実施する評価ミッションの受検に係る国の支援を行った。

② 重要ラジオアイソトープの製造及び利用に係る最新状況並びに実用化に向けた課題整理・課題解決に関する調査

医療用ラジオアイソトープに関する重要ステークホルダー等を有機的に結び付け、医療用ラジオアイソトープの製造・供給能力及び国内需要量等の情報共有や課題の解決に向けた議論等を行うためのコンソーシアム準備会合を開催し、判明した課題を整理して、コンソーシアム確立に向けた改善策をまとめた。

(2) 原子力安全の確保に関する講習及び研修

① 放射線安全管理講習会

放射性同位元素等の取扱い及び保管に関する安全管理徹底のため、放射性同位元素等を取り扱う事業所（医療機関を含む）の放射線取扱主任者、安全管理担当者等を対象とした講習会をウェブセミナーに加え、集合講習（東京都、宮城県、愛知県、大阪府）により開催した。

② 医療機関の放射線業務従事者のための放射性同位元素等規制法講習会

医療機関の放射線業務従事者を対象として放射性同位元素等規制法に基づく安全管理についての理解を深めるため、ウェブセミナーにより開催した。

③ 安全性向上を担うリスク・コミュニケーター育成事業

リスクコミュニケーションに関わっているか、これから関わろうとしている人材を対象に、最新の社会心理学的知見を取り入れたリスク・コミュニケーターの育成研修をウェブセミナーにより開催した。

④ 放射線被ばく傷病者への対応のための研修事業

放射性同位元素を取り扱う施設において被ばく・汚染傷病者が発生した際に、医療関係者、搬送関係者、事業者等が医療及び搬送対応等を迅速かつ的確に対応することを目的とした研修を開催した。

(3) 原子力安全の確保に関する相談等

放射線施設を設置する事業者等からの要請を受け、放射線業務従事者の安全教育、原子力安全に関する各種相談への対応等を実施した。また、国からの依頼により、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援を実施した。

(4) 原子力安全の確保に関する技術の普及等

「放射線施設のしゃへい計算実務マニュアル2015」、「放射線施設の遮蔽計算実務（放射線）データ集（2015）」、「放射線障害防止法に基づく安全管理ガイドブック（2012）」、「放射性同位元素等事故例（第17版）」等について引き続き頒布を行った。

(5) 原子力安全の確保に関する研究、開発等

前年度から引き続き、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水に関する研究開発の基金管理等業務を行うとともに、令和8年度「廃炉・汚染水・処理水対策事業」における補助事業の公募を行った。

(6) 放射線安全管理及び環境放射能対策に関する表彰

放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策の向上のために尽力して優れた成果を上げた個人を表彰することにより、関係者の更なる意欲の向上と安全確保に対する国民の理解の増進に資することを目的とした放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰を行った。

3. 原子力防災対策事業

原子力防災対策の充実を図り、原子力災害から国民の安全を確保することを目的とした研修、訓練等を国、地方公共団体及び関係機関からの受託又は請負により実施した。

(1) 原子力防災に関する研修、訓練

原子力施設が立地又は隣接している地方公共団体等における原子力防災業務に従事する者に対して防災研修講座を開催した。また、国、地方公共団体における原子力防災体制の実効性を高めるため、原子力防災訓練の支援を実施した。

① 原子力防災基礎研修

国及び地方公共団体等の原子力防災業務に初めて従事する職員を対象とした原子力防災基礎研修を行った。

② 地方公共団体等における原子力防災研修

地方公共団体が実施する防災業務関係者、原子力災害医療関係者を対象とした研修を行った。

③ 原子力防災訓練支援

国、地方公共団体が実施する原子力防災訓練において、オフサイトセンター等における各機能班、関係省庁、関係機関を模擬した訓練コントローラの支援、訓練評価等を実施した。

(2) 原子力防災活動への参画

① モニタリング情報共有システム設置及び運用支援業務

原子力施設で緊急事態が発生した場合に地方公共団体等が緊急時モニタリング業務を円滑に実施するため、モニタリング情報等の迅速な収集と共有を支援するモニタリング情報共有システムについて、18道府県のシステム維持管理を行うとともに、緊急時モニタリング情報共有システムのスマートフォン対応、新しいサーベイシステム試験など機能拡充の検討等を行った。

② 環境放射線監視支援に関する業務

大阪府域の原子力事業所周辺の放射線観測局で測定された環境放射線データの監視や評価等の支援を行った。

③ 大阪府東大阪オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務

大阪府域の原子力事業所において緊急事態が発生した際に、国、地方公共団体、その他関係機関が災害対策を迅速かつ的確に実施できるよう、大阪府東大阪オフサイトセンターに配備された通信設備等の維持、管理を行った。

(3) 防災拠点の運営等

青森県地域防災計画に基づき、「原子力防災研究プラザ」内の六ヶ所オフサイトセンターに係る維持・管理を青森県より補助金の交付を受けて行った。

また、六ヶ所村からの依頼により、職員向け研修を行った。

(4) 原子力防災に関する指導及び支援

地方公共団体からの依頼を受け、地方公共団体が主催する委員会において地域防災計画に関する助言等の対応を行った。

Ⅲ. 運営体制の充実を図るための取組

1. 公益法人内部における規範

- ①当法人の目的及び事業活動の中長期的な観点から推進するための令和6年度から令和10年度までの5年間の中期計画を策定している。
- ②コンプライアンス確保のための通報及びハラスメントの相談に関する規程を運用しているほか、情報セキュリティマネジメントシステムを運用し、受験者、受講者などの多くの個人情報扱う組織としてのリスク管理に努めている。
- ③情報セキュリティマネジメントシステム及び品質マネジメントシステムの認証を取得し、内部監査の活用などにより各種規程の遵守状況を定期的に確認し、内部統制の維持を図っている。
- ④個人情報保護方針を策定し、職員に周知している。

2. 法人運営における具体的取組

- ①適切な法人運営を行うため、理事会のほか、会長、理事長、常勤理事及び監事が出席する役員会及び業務運営会議を開催し、業務遂行が適切に行われていることを確認している。
- ②公益法人会計の専門家である公認会計士を会計監査人として監査を受けている。
- ③社労士事務所と連携し、法令に準拠した法人運営に努めている。
- ④重要な課題に対し効果的な推進を図るため、理事長をトップとする改革プロジェクトにより経営戦略、事業獲得・継続及び事務所移転対応について検討を行っている。
- ⑤働き方改革の一環として、女性活躍推進法の一般事業主行動計画に基づく活動を継続するとともに認定を取得している。

3. 不正行為等の発見・事後対応の仕組み

- ①内部通報窓口（顧問弁護士及び法人内の窓口）を設置している。
- ②社労士事務所と連携し、労務面での法人運営の適正性に関し、指導助言を受けている。
- ③ハラスメント防止に向け、職員へのeラーニング研修の実施及びハラスメント相談窓口（顧問弁護士及び法人内の窓口）の設置等により、予防と対応の体制を整備している。

IV. 評議員会及び理事会の開催

当該年度中に評議員会を2回、理事会を3回開催し、事業運営に関する重要事項について審議等を行った。

1. 評議員会

第27回：令和7年6月23日（月）

審議事項 ①評議員の選任の件

報告事項 ①令和6年度事業報告書について

②令和6年度決算報告書（財務諸表等）及び監査報告書について

③第45回理事会の報告について

第28回：令和8年3月23日（月）

審議事項 ①基本財産の運用変更に係る国債の買替の件

報告事項 ①令和8年度事業計画書について

②令和8年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資について

③第46回及び第47回理事会の報告について

2. 理事会

第45回：令和7年6月6日（金）

審議事項 ①令和6年度事業報告書の件

②令和6年度決算報告書（財務諸表等）及び監査報告書の件

③主たる事務所の移転日の件

④評議員候補者の件

⑤第27回評議員会の招集の件

報告事項 ①代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

第46回：令和7年12月2日（火）

審議事項 ①常勤役員の令和7年12月期末手当引き下げの件

報告事項 ①代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

第47回：令和8年3月13日（金）

審議事項 ①令和8年度事業計画書の件

②令和8年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の件

③組織規程の改正の件

④役員等賠償責任保険の加入の件

⑤基本財産の運用変更に係る国債の買替の件

⑥第28回評議員会の招集の件

報告事項 ①代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

3. 定款第38条の規定に基づく理事会決議の省略

決議があったとみなされた日：令和7年7月8日（火）

議案名 会計監査人の報酬を定める件

令和 7 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が無いので作成しない。

以 上

参考資料 令和7年度学会等発表の実績

1. 放射線遮蔽工学

光子と遮蔽材との相互作用

https://ocw.hokudai.ac.jp/lecture/radiation-shielding-engineering?movie_id=27264

吉田昌弘

原子力人材育成事業 オープン教材

2. スカイシャイン線量評価法の現状 -光子スカイシャイン線量を中心に-

吉田昌弘

放射線遮蔽設計法に係るワークショップ第14回

3. 原子力安全規制における放射線工学関連解析コードの現状と課題

海外における許認可コードの事例

吉田昌弘

日本原子力学会 2026年春の大会

4. Japanese Concrete Composition Standard for shielding calculation

共著 吉田昌弘

The 12th International Symposium on Radiation Safety and Detection Technology (ISORD-12)